

- **文件名**：网络交易监督管理办法
- **文号**：国家市场监督管理总局令第 37 号
- **发布日期**：2021 年 03 月 15 日
- **施行日期**：2021 年 5 月 1 日
- **链接**：http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-03/16/content_5593226.htm

主要内容

第二条 在中华人民共和国境内，通过互联网等信息网络（以下简称通过网络）销售商品或者提供服务的经营活动以及市场监督管理部门对其进行监督管理，适用本办法。

在网络社交、网络直播等信息网络活动中销售商品或者提供服务的经营活动，适用本办法。

第七条 本办法所称网络交易经营者，是指组织、开展网络交易活动的自然人、法人和非法人组织，包括网络交易平台经营者、平台内经营者、自建网站经营者以及通过其他网络服务开展网络交易活动的网络交易经营者。

本办法所称网络交易平台经营者，是指在网络交易活动中为交易双方或者多方提供网络经营场所、交易撮合、信息发布等服务，供交易双方或者多方独立开展网络交易活动的法人或者非法人组织。

本办法所称平台内经营者，是指通过网络交易平台开展网络交易活动的网络交易经营者。

第十二条 网络交易经营者应当在其网站首页或者从事经营活动的主页面显著位置，持续公示经营者主体信息或者该信息的链接标识。鼓励网络交易经营者链接到国家市场监督管理总局电子营业执照亮照系统，公示其营业执照信息。

已经办理市场主体登记的网络交易经营者应当如实公示下列营业执照信息以及与其经营业务有关的行政许可等信息，或者该信息的链接标识：

（一）企业应当公示其营业执照登载的统一社会信用代码、名称、企业类型、法定代表人（负责人）、住所、注册资本（出资额）等信息；

第十三条 网络交易经营者收集、使用消费者个人信息，应当遵循合法、正当、必要的原则，明示收集、使用信息的目的、方式和范围，并经消费者同意。网络交易经营者收集、使用消费者个人信息，应当公开其收集、使用规则，不得违反法律、法规的规定和双方的约定收集、使用信息。

- **書名**：インターネット取引の監督管理方法
- **政策番号**：国家市場監督管理総局第 37 号
- **公布日時**：2021 年 03 月 15 日
- **施行日時**：2021 年 5 月 1 日
- **リンク**：http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-03/16/content_5593226.htm

内容

第二条 中華人民共和国境界内で、インターネットなどのネットワーク通信を用いて（以下ネットと称する）商品販売またはサービスの提供を行うビジネス及び市場監督管理部門が行うその監督管理に対して、本通知の定める方法を適応する。

SNS やオンラインライブなどのネット通信の中で行う商品の発売またはサービス提供のビジネスに本通知の定める方法を適応する。

第七条 本通知でいうネットビジネス経営者とは、組織を指し、ネットビジネスを行う自然人、法人、非法人組織である。これにはネットビジネスプラットフォーム経営者、プラットフォーム内の経営者、自社サイトの経営者及びその他ネットサービスによってネットビジネスを行う経営者を含む。

本通知でいうネットビジネスプラットフォーム経営者とは、ネットビジネスにおいて、取引の双方または多数に対してネットビジネスの場、トレードマッチング、データの配布等のサービスを提供することにより、取引の双方または多数が独立したネットビジネスを行えるようにしている組織を指す。

本通知でいうプラットフォーム経営者とは、ネットビジネスプラットフォームを通してネットビジネスを行なっている経営者を指す。

第十二条 ネットビジネス経営者はそのサイトのホームまたはビジネスを行っているサイトのページのホームに住所、経営者の基本情報または基本情報のリンクを掲載し続けなければならない。ネットビジネス経営者は、国家市場監督管理総局電子営業許可証照亮システムのリンクを掲載し、その営業許可証の情報を公にすることを奨励する。

すでに市場主体登記の手続きを行なっているネットビジネス経営者は、以下にあげる営業許可証情報とその経營業務に関連する行政許可等の情報、またはその情報のリンクを掲載しなければならない。

(一) 企業は営業許可証に記されている統一社会信用番号、名称、企業類型、法人代表（責任者）、住所、記資本金（出資額）などの情報を公にするべきである。

第十三条 ネットビジネス経営者は、消費者の個人情報の収集、使用に当たって、合法・正当・必要の原則に従って、個人情報の収集及び使用の目的・方法・範囲を明示し、且つ消費者の同意を得なければならない。ネットビジネス経営者が消費者の個人情報収集・使用する場合、その収集・使用の規則を公にし、法律・法規・双方の契約を違反してその個人情報を収集・使用してはならない。